

(様式第 1 号)

平成 2 6 年度 第 1 回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時	平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日 (水) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
場 所	芦屋市役所南館 4 階 大会議室
出席者	会 長 : 井上 尚之 副 会 長 : 千田 眞喜子 委 員 : 山下 陽子, 岩野 順子, 樋口 勝紀, 堀 晃二, 大永 順一, 宮川 幸弘, 北村 佳子, 空田 和具, 嶺山 洋子, 西川 幾雄, 那須 雅央(欠席), 木下 勝功, 林 茂晴 事 務 局 : 北川市民生活部長, 山中環境施設課長, 藪田環境施設担当課長, 白川収集事業課長, 北村環境施設課課長補佐, 森位環境施設課主事, (臨時的任用職員) 松浦, 吉川
事務局	市民生活部 環境施設課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 委員, 事務局の紹介
- (3) 会長, 副会長の選出
- (4) 連絡事項
- (5) 議題
 - ・前期からの引継事項について
 - ・持ち込みごみの予約制について
 - ・その他
- (6) その他
 - ・施設見学

2 配布資料

- (1) 芦屋市一般廃棄物処理基本計画 (平成 2 4 年 3 月)
- (2) 芦屋市一般廃棄物処理実施計画 (平成 2 6 年度)
- (3) ペットボトルの収集回収表
- (4) 環境特集号 (平成 2 6 年 6 月 1 日号)
- (5) 啓発用ウチワ

3 審議経過

- ・開会
- ・市長挨拶
- ・委嘱状の交付

- ・自己紹介
- ・資料の確認
- ・会長，副会長の選出
- ・情報公開条例に基づき，会議録公開を確認

(事務局 山中)

委員の名前の入りました会議録につきましては，「市役所の1階の情報コーナー」と「本市のホームページ」により，公開することになります。

また，本日は，議事終了後，環境処理センターの施設見学を予定させていただいております。

盛り沢山の内容ですが，3時過ぎには，ここを出発させていただけたらありがたいと思っています。

大変申し訳ありませんが，スムーズに議事が進行いたしますように，御協力をお願いいたします。

(井上会長)

何か御質問，御意見は，ございますか。

本日の傍聴の方について，御報告をお願いできますでしょうか。

(事務局 山中)

傍聴の方がおられませんので，このまま進めさせていただきます。

それでは，井上会長，議事の進行をよろしくお願いいたします。

(井上会長)

議事に入らせていただきます。

まず，事務局から，本日の会議の成立について御報告をお願いします。

(事務局 山中)

本日の会議は，委員15人中14人の方の出席を得ておりますので，委員の過半数の出席があります。

そのため，「審議会条例第6条第2項」により，この会は成立しております。

(井上会長)

初回でもありますので，この審議会の役割について御説明願えますか。

(事務局 北川)

私から，審議会の基本的なところを説明させていただきます。

お手元の式次第，レジュメがございます。

つづりの裏側に，「芦屋市廃棄物減量等推進審議会の役割」というタイトルで，2つの項目を書いております。

1つは法律です。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」がございます。

「第5条の7」で、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。」とございまして、2のところでは、詳しい内容は条例で定めると書いてございます。後段の下で、芦屋市の条例を定めてございます。

「第1条」は、審議会を置くことを定めており、「第2条」で具体的に、「審議会は、一般廃棄物処理の基本方針に関する事項について、市長の諮問に応じて審議、答申するほか、次に掲げる事項について調査審議を行い、市長に意見を述べることができる。」と3つ書いてございます。

「一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進に関すること。」2番、「分別収集に関すること。」3番、「啓発活動に関すること。」こういったことで、法律なり条例で、この審議会の役割が明記してございますので、これに沿いまして皆さんに御意見をいただく会議でございまして。

これから2年間、色々と御意見を伺ってまいりますので、御説明した趣旨でこの会議があることを御理解いただきたいと思います。

(井上会長)

本日の議題、レジュメの1頁目の2(5)がございまして、1つ目、「前期からの引継事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 藪田)

前期からの引継事項について、説明させていただきます。

お手元にお配りしております「芦屋市一般廃棄物処理実施計画」を策定する時に、平成26年2月、前期の審議会で御意見をいただきました。

この御意見を引継事項ということで、今回、説明させていただきます。

その前に、薄緑の冊子、「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」について説明させていただきます。

まず、この基本計画の2頁をご覧ください。

計画の法的位置づけが書かれております。

「廃棄物処理法の第6条第1項」の規定により、「一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」となっており、長期的視点に立った基本方針をこの基本計画で定めております。

次の3頁の下で、4番、計画目標年度がございまして。

この計画は、10年間の長期計画としておりますが、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、概ね5年ごとに改訂を行うとなっております。

そのため、中間目標の年度を平成27年度に定めておりまして、平成27年度に基本計画の改訂作業がございまして。

こちらもちまた、この審議会で御意見をいただいでいくこととなります。

本日、余りお時間もないことですので、このほかの内容につきましては、また後でお読みいただきたいと思っております。

この基本計画に基づいて、年度ごとに策定するものが、最初に申しました、この「芦屋市一般廃棄物処理実施計画」となっております。

こちらは、基本計画を実施していくために、毎年度末に、この審議会で御意見を伺っているものでございます。

それでは、前期の引継ぎということで、御意見をいただいたことについて説明させていただきます。

この実施計画の4頁をご覧ください。

こちらには、削減目標を書いております、その目標達成のための取組で、(1)から(7)まであります。

ここで、意見を3ついただいております。

まず、1つ目は、次の5頁、(2)「資源ごみ集団回収事業」でございます。

こちらは、自治会などが実施する資源ごみの回収に対して、報奨金を交付しているものでございます。

この団体数を170団体まで増やすと計画しておりますが、増やす方法について御意見をいただきました。

現在の取組としましては、「広報あしや」平成26年6月1日発行の環境特集号の裏ですが、ごみの減量化と再資源化で、今までよりも少し大きくPRさせていただいております。

そのほか、ホームページ等でもPRさせていただいております。

今後は、市内のマンションなどを調査しまして、登録がまだのところには、案内文などを送付し、団体数を増やしていこうと考えております。

2つ目は、(3)「ごみ減量化・再資源化推進宣言店」でございます、こちらは、事業所などがごみの減量化・再資源化を行っていくものですが、この活動の店舗を増やしていくために、ホームページに店舗名などを載せてはどうかと御意見をいただきました。

各店舗に承諾をいただいたところから、ホームページに掲載をさせていただいております。

3つ目は6頁になります。

(7)「その他」で、啓発事業を発展させるため、取組を検討すると御意見をいただきました。

これは、粗大ごみで出された家具類や自転車を修理して、市民の皆様に提供するリユースフェスタを発展させるための方法を検討するようにと御意見をいただいたものです。

今年8月に開催しましたリユースフェスタでは、あしやエコクラブさんに御協力をいただき、リユースフェスタ併催で段ボールコンポストの啓発を行いました。

また、毎年行っております芦屋市商工会と連携した環境フリーマーケットにおいて、リユースフェスタに出す家具類と自転車を持っていき、PRを行いました。

リユースフェスタの流れや環境フリーマーケットの開催風景をケーブルテレビで放映いたしました。

前期からの引継事項は、以上でございます。

(井上会長)

只今の御説明に対しまして、皆様方の御質問、御意見がございましたらお手を挙げていただいて、指名させていただきますが、どうですか。

何か御質問、御意見はございますか。

特にございませんか。

議題の2つ目でございますが、持ち込みごみの予約制について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 山中)

こちらの環境特集号をお開きください。

一番後ろの頁になります。

右上に「10月1日から持ち込みごみは、予約が必要になります。」と書いております。

目的になりますが、ごみの減量化と適正処理を推進するため、10月1日から環境処理センターに持ち込まれるごみは、予約が必要になります。

事業系ごみについても、その状況を把握して、店舗、事業所について、啓発等をしていくということです。

予約の時にお聞きすることとしまして、市内のごみですか、事業系のごみですか、家庭系のごみですか、ごみの種類は何ですか、いつ搬入されますかなど、ごみの持ち込みに関しましてお聞きするという内容が書いております。

星印に、「予約が集中しますと電話が混み合っつながりにくい場合があります。」と書いておりますが、10月1日からの当初の頃は、申込件数が少なかったのですが、日を迫うごとに申込件数が多くなって来まして、現在つながりにくい状況が起きています。

それについて、今週の金曜から電話の受付を増設するという対応をさせていただき予定にしております。

その下側に、その流れを書いておりますので、1週間前からごみの予約ができることとなりますので、例えば、10月1日の1週間前となりますと、9月24日から電話での予約ができたこととなります。

予約専用電話がありまして、予約をしていただく時には、月曜から金曜で、祝日も受け付けておりまして、午前は9時から正午まで、昼からは午後0時45分から4時30分までに電話をしていただくこととなります。

年末年始は、この1週間前からの予約となりますと、件数が多いため、申し込み予約ができない状況も起こりますので、12月29日から1月10日までの持ち込みの方については、12月1日から予約ができる扱いにさせていただいております。

それと右を見ていただくと予約をお願いしますということで、一定のことをお聞きした後に予約番号を発行しますので、実際に環境処理センターに来られたときに、その予約番号を言っていただいて、本人の確認を運転免許証等でさせていただいて、重さを測って廃棄物処理手数料をいただいて、ごみを捨てていただくこととなります。

御本人さんが来られなくて、業者の方に頼むことになると、委任状を持って来ていただくと、ごみの受入れができる扱いにさせていただいております。

予約制の効果はかなり良くて、件数的にも随分と持ち込み件数が減少しております。

今、データを蓄積している段階ですので、具体的に御報告するのは、まだ後になると思います。

ある一定、落ちついた時に、御報告させていただきます。

予約なしで来られる方が、かなりの人数おられまして、その方については、今の予定では、12月いっぱいまでは、備え付けの用紙に書いていただくと、受け付ける対応をさせていただいております。

今までこういう周知文を見たことないと言われる方がおられますので、環境特集号、文字データ放送のサンテレビのまちナビにも挙げさせていただいており、市のホームページにも掲載しております。

環境処理センターに来られた時には、お手元にお配りしておりますウチワをお渡しして、啓発をさせていただいています。

(井上会長)

ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

北村委員、どうぞ。

(北村委員)

持ち込みの場合の料金などは、周知されているんですか。

(事務局 山中)

廃棄物手数料は、今までと一緒です。

10キログラム以下でしたら無料になります。

それを超えると100キログラム単位で900円をいただいています。

(北村委員)

それは、周知されているんですね。

(事務局 山中)

周知しております。

家庭ごみハンドブックに書かせていただいております。

これを実施する前には、10キログラム以下のごみの持ち込みも結構ありまして、その件数が随分減ってきたということと、芦屋市だけが予約制にしてなかったのが、市外からの越境ごみも想定されました。

この制度が始まって、確認をしていきますと、所定用紙に書かれないと帰っていかれる方もおられますので、そういうことでは、市外の方の持ち込みも若干あったと思われまます。

(井上会長)

ほかに、御質問ありませんか。どうぞ、宮川委員

(宮川委員)

私、自治会をやっているんですが、予約制だと正直、ごみステーションにぽんと放られたごみを不特定多数の人が出されると、それをすぐ処分が出来にくくなっている現実があります。

その辺、何とか自治会名を書いていけば、すぐ処理できるようなことは、無理ですか。

(井上会長)

済みません。

ごみステーションに捨ててある不法投棄的なものを自治会として、当日、持ってこれないかというお尋ねですね。

(事務局 山中)

制度が10月1日から始まったところですので、御理解をいただきまして、前日までに御予約をお願いいたします。

先ほど申し上げた周知期間内であればいいんですが、周知期間を過ぎますと、1週間前から前日までに予約をしていただくこととなります。申し訳ありません。

(宮川委員)

その辺で、もめているんです。

今まで不法投棄いうか、持っていかれないごみをどうするかという問題が出てくるのが1つ。

それから、後から出す人がいます。

その人が、二、三日後に、引っ込めてくれればいいけど、放ったらかしというのが結構あるので、自治会の会長さんが、あんまり見苦しいから持って行っていった10キログラム以下のごみがほとんどですけども、お願いできなくなり苦情が出ています。

例えば、登録みたいな形にして、自治会のごみをその日に入れてもらえるようなことができないかという気持ちはあります。

予約制にした理由も分かります。

もう1つ、事業所のごみ、一般ごみ、はっきり言って、一般ごみよりも事業所のごみやと思うんです。

それも不特定多数のところが来ていると、だから、その対応だというのは分かるんですけども、本末転倒にならんかなと駄目やったら持ち込めるという方法がなくなってしまうところが、どうなんかなと疑問に感じています。

この辺、検討いただければというのがお願いです。

(事務局 山中)

確かに予約という1つの手間が増えましたので、申し訳ないですけども、宮川委員さんが言われましたように、家庭系と事業系と両方を確認しましょうというのがこの制度の始まりになります。

10月1日から始めまして、その効果としましては、家庭系の部分について、随分と持ち込みの件数が減っております。

事業系につきましては、各事業所が今まで家庭ごみステーションに捨てておられた方について、環境処理センターに直接持ってきていただいて、予約で確認ができるようになりましたので、今後、啓発等をしていくため、データの蓄積をしています。

御不便をお掛けしますが、予約制という制度の御理解をいただいて、御協力いただきたいと思っております。

(宮川委員)

いや、意図はよう分かっているんです。

勝手に捨てる人がおると、一番多いのが、多分、植木かな。

(北村委員)

車で持ってきて捨ててはるから。

(宮川委員)

植木とかその辺がぼんぼんといかれているのは分かるんですけど、それと、ステーションに出されたまま二、三日放っておけるかと、実際そこです。

私らが出すのではなくて、どうにもならんから持っていこうということがやりにくくなったのは事実です。

(北村委員)

宮川さんとは近いからあれやけど、我々のところからそれをまた持っていくのも、大体、車で来て、ぱっと放っていかはる。

それと、事業所のごみですね。

あれは、こんなこと言うて、そら手間でしょうけど、市から勧告してもらう訳にはいかんのですか。

(事務局 山中)

芦屋市内に事業所が約2,500か所あるんですが、直接私どもが出向いていて、事業所でどういう処理をされていますかと確認をさせていただきました。

事業所によっては、例えば、許可業者に頼んでいます。自分で運んでいます。

産業廃棄物処理しています。リサイクルしています。それから、家庭ごみステーションに捨てておられる事業所もかなりありましたので、その状況をお聞きした上で、事業所のごみにつきましては、適正処理をしないと罰則があることをチラシをお配りして啓発をさせていただきました。

その後の確認は、未だですが、予約制のデータを取り、再度、事業所にお伺いして、処理の仕方の確認をしたいと考えております。

(北村委員)

うちの地域ですけど、事業所のごみほど、前日から出してあるんです。

お昼に営業なさって、朝の時間には出しに来れないから、お店のごみが前日に出してある。

何回もそこには、お願いしますと言っているんですけど、相変わらずで、御近所やから、余りごたごた言うのも嫌やですから。

我々、飲食業の者は、ちゃんと何十年と私ここは業者さんに来てもらっていますけども、飲食業をしてなさるところでも家庭ごみのところに捨てられる。

袋を開けて見る訳には、いきませんしね。

(事務局 白川)

収集事業課長の白川です。

事業系ごみが、ごみステーションに出されるという御質問ですが、情報提供をいただきましたら、こちらで調査をさせていただきます、事業者が特定できましたら、直接指導に伺っております。

特に、飲食店等については、前夜から出されるごみが多々ございます。

ただ、許可業者に依頼をしている分につきましては、許可業者が朝5時過ぎから回収しますので、時間的なことがあるのかも分かりません。

夜中に、ごみステーションに出されていれば、こちらで調査をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(井上会長)

情報提供していただいたら、市から御注意いただくということですね。

ほか、御質問は、ございますでしょうか。

(堀委員)

資源ごみの集団回収事業ですが、登録団体数を増やそうというのは、どういう意味があるのでしょうか。

(事務局 山中)

集団回収を増やすことになると、1キログラム当たり4円を報奨金としてお支払いをしていますので、市に入ってきて処理するには、経費が掛かりますから、集団回収を地域住民団体をお願いをして処理していただくと、その入ってくる前の段階で資源化できるというメリットが市としてあります。

また、報奨金につきましては、年間80万円で制限させていただいていますが、その報奨金が、地域の団体の方の活動費用等に御利用いただけること。

もう一つは、買取業者に地域団体の方が資源ごみを売っていただくと、そこからも売却益があります。

子供会，老人会，自治会などで，一団体20世帯以上が条件となっており，取り組んでいただきますと，市から報奨金，回収業者から売却益が入って，それが団体の活動費用になりますので，意味があると言いますかメリットがあります。

(堀委員)

芦屋市は，資源ごみの集団回収をして随分になります。

新しく増やそうと，自治会の数はまず増えていきません。

マンションができたからと先ほどおっしゃいましたが，マンションも自治会に入っていて，その自治会で集団回収して，その費用を自治会の一般会計と子供会等の一般会計等に入れていっています。

だから，団体数は，伸びないと思いますが。

(岩野委員)

済みません，よろしいですか。

マンションが増えていっても，マンションが自治会に入らないところもありますから，マンション自体の収益を上げるために，翠ヶ丘町では，各マンションが業者と話をし，登録していますから，マンションが増えれば増えると思います。

あと5つか6つぐらいだったら，声を掛ければ増えると思います。

(堀委員)

いや，自治会連合会の会長させていただいていますので，マンションができたから，その自治会に入ってくださいというのが，自治会連合会の基本的な考え方です。

マンションができたから，そこだけまた管理組合で増やすのは，ちょっと困ったことです。

(岩野委員)

それぞれの考え方があって，自治会で資源ごみの回収をしておられないので，翠ヶ丘町では老人会がしておられまして，私がやっている「こどもエコクラブ」が毎月していて，2週間ごとにあるので，近隣の方からは集団回収，ありがたいと言っていて，2週間おきに出せるからごみが減っていると，近隣の方から言っています。

マンションが建って，各マンションでそれぞれ入っていますので，自治会にも入っているけれども，マンション業者の中でやっているものは，マンションの中で使われて，改修工事とかに使われていると聞いています。

大規模修繕工事になると，やはりお金が掛かるので，そうやって自分たちの蓄積したお金以外に要るから頑張ろうと言って，マンションなんかも凄い回収量です。でも，それだけでなく捨てる方がおられるので，各個人の廃棄物に対する知識をもうちょっと取組を上げてもらわないと，これだけあるのに，勿体ないと思います。

最近テレビで言っていたんですが，新聞を買わない方が凄く増えてきておられ

るので、回収は、横ばいになると思います。

(北村委員)

翠ヶ丘町は、自治会で集団回収をなさっていないんですか。

(岩野委員)

はい、してないです。

「老人会」と「こどもエコクラブ」でやっております。

2週間に1回していて、市の回収もあるので、家にごみが溜まらないとおっしゃっている方もいらっしゃいます。

(井上会長)

市から、答えていただきます。

(事務局 白川)

集団回収につきましては、20世帯以上の団体、グループになっています。

自治会で取り組んでおられるところもございますし、自治会の中で、それぞれ分散して出しているという状況がございます。

平成25年度実績ですと自治会、町内会で取り組んでいる団体が32団体です。

老人会、子供会、集合住宅の管理組合等で取り組んでいる団体が164団体ございます。

堀委員がおっしゃった分については、自治会連合会として自治会で取り組みたいということがあるんですが、実際それぞれの自治会、町内会の組織体制等で、自治会で取り組まずに、グループでされているところがございます。

市としましては、資源回収は、ごみの減量化・再資源化を推進する立場でございますので、自治会を始めとしまして、集団回収に取り組んでいただきたいと思っております。

今、山中から申しあげましたように、費用については市から報奨金、或いは売却による益、それぞれの団体の活動の運営費に充てられるということで、推進していきたいということがございます。

(井上会長)

自治会、自治会以外の団体、どちらで集団回収をやられるにしても、進めるためには、登録団体を増やしたいという意向だと思います。

時間が迫っていますので、集団回収については、よろしいでしょうか。

他に御質問、御意見のある方は、おられますでしょうか。

(嶺山委員)

その他の紙類は、サイズとかは、決めてらっしゃるんですか。

私、他の市に住んでいた時のサイズで、商工会女性部には伝えていますが、名刺より大きい物と言っていますが、何処かに書いてありますか。

(事務局 白川)

分別項目の雑誌・チラシ・その他の紙類ですね。

その他の紙類は、サイズにつきましては、別に規定をしておりません。

再生資源として可能な紙類になり、例えば、商店から出る感熱紙型のレシートとか、リサイクルできない紙以外であれば、大きさは問いません。

(北村委員)

他市に住んでいるときは、シュレッダーごみが、すぐに溶けるからということで最も良質な再資源ごみだと言われましたが、芦屋市では普通のごみに出してくださいと言われていています。

(西川委員)

シュレッダーごみは、小さいとリサイクルできませんよ。

何故かというと、紙は繊維が大事であり、皆さん、誤解されていますけど繊維の長さがないとリサイクルできません。

(嶺山委員)

溶かすんじゃないんですか。

(西川委員)

溶かしますけど、皆さん、御存知だと思いますけど繊維ですから、長い方がいいです。

(嶺山委員)

市がサイズ問わないっておっしゃいましたね。

(西川委員)

サイズを問わないというのは、あくまでもシュレッダーのことで申し上げているので、誤解があります。

私は、古紙を三十何年やってるんですけど、シュレッダーは、全部切ってしまうので、リサイクルには、向きません。

(嶺山委員)

ということは、最低どれぐらいの大きさであれば、いいですか。

(西川委員)

1センチメートルぐらいになると思います。

(井上会長)

ありがとうございます。市から何かございますか。

(事務局 白川)

紙の再資源化は、西川委員がおっしゃったように、小さ過ぎますと再資源化は、非常に難しいですが、芦屋市ではシュレッダーの紙類もその他紙類で収集しております。ただ、実際には、可燃ごみで出されることが多いです。

(井上会長)

議題の3つ目のその他について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局 白川)

曜日別・週別ごみ収集，A4の紙を御覧ください。

市民の皆様，議会等から，ペットボトルの収集回数について，現在，月1回を月2回に増やしたいと御要望をいただきました。

高浜町1番から9番と若葉町を除く地域につきまして，現行の水曜日のペットボトルの収集に加えまして，午後から燃やさないごみを収集させていただいておりますが，第1週又は，第5週の瓶の日に，新たにペットボトルを追加させていただき，月1回を月2回に増やさせていただく予定でございます。

この表は，一月の収集の形態を書いております。

午前中が，月，火，水，木，金曜

宮川を境に東と西で，燃やすごみを収集する地域，月・木地区と火・金地区，週2回，今まで水曜日に紙資源関係で，段ボール，雑誌，チラシ，その他紙類，ペットボトル，新聞，紙パックを収集します。

この後，水曜日の第3週に収集するペットボトルは，このまま1回として，午後を月曜から金曜日に分けまして，それぞれ収集する地区を決めていますが，1週と5週で，瓶の日に瓶とペットボトルを収集します。

先にペットボトルを収集した後，2回目に瓶を収集することで対応をさせていただきます。

年明けの1月に市広報紙，3月に平成27年度のごみカレンダーを各戸配付させていただきます，お知らせをしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(井上会長)

今の御説明について，御質問ございますでしょうか。

(岩野委員)

ごみ減量というのに，どうしてペットボトルの回収を増やすのでしょうか。

ペットボトル凄く増えてきているので，減らす努力をすべきじゃないんですか。

(事務局 白川)

確かに減量化ということですがペットボトルは，かさが大きいため御家庭で保管するスペースがないとの御要望がありました。

その中で，回収させていただくとともに，ペットボトルを回収後，選別をいた

しまして、資源化を行っています。

本来は、ごみとなるものを減らしていってもらおうと市民の方をお願いをする立場ではございますが、現実には家庭から排出されるごみの処理につきましては、実際の責任がございました。

ごみが出た分の保管は、各家庭で色々ございますので、来年4月から2回にさせていただきますことにしました。

ペットボトルの収集量については、ここ5年ほどずっと横ばいの状況です。

500ミリリットルの小ボトルが増えて、御利用される方が多くなっています。

現実、ごみになってきますので、行政が回収し資源化を図ることで対応をさせていただきたいと考えています。

(事務局 北川)

担当課長が詳細に説明をしましたが、基本にごみの収集は、行政がする市民サービスになります。

ごみの減量化を進めることが方向性としてあります。

市民サービスという位置付けの中で、こういった形でごみの減量化を進めていくんだという中の1つの選択肢として、ペットボトルは、御要望もあったので回数を増やしました。

しかし、減量化をする方向に変わりはありませんので、御理解をいただきたいと思っております。

(岩野委員)

では、もし、横ばいのものが増えた場合には、前の1回に戻すとか、どのような対処をされる予定なんでしょうか。

(事務局 北川)

そのあたりは、色んな数字が出てくれば、その数字を市民の方にお示しして、御理解いただけるものかどうか、そういった時期があることも想定はされると思います。

そういった中で考えていくものだと考えております。

(岩野委員)

でも、今は増える可能性があることもやっていって、市税を使っても構わないと市議会とかも思われている訳ですか。

ごみを減らそうという時に、こうやって増やしていくのを認めてくださいというのは、審議会の委員としておかしいなと思いますが、減らす努力をすべき時に増やしていこうという考え方が、市民から要望があったというのは、どれほどの要望があったものなんでしょうか。

(事務局 北川)

もともと、ペットボトルの収集は、2回していましたが、十数年前の行政改革

で週1回にした背景がございます。

先ほどから説明しましたように、市民サービスの一環でありますので、その時の状況により、減量化を進めているということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

先ほど、ペットボトルが、増えていったらどうするかとお話ございました。それは、その時に数字をお示しして、考えていただきたいと考えています。

(井上会長)

今の時点では、市民サービスですね。

市民の皆さんの声が大きいのので、収集回数を増やしたとおっしゃってる訳です。今から、実際にペットボトルの処理をどうしているか見に参りますので、参考にしてください。

(堀委員)

ペットボトルを第1週は午後に出す、第3週は午前に出す、第5週は午後に出すという感じですね。

市民への周知徹底を良く考えないといけないと思えます。

よろしく願います。

(事務局 白川)

午前中と午後と混合になりますので、先ほども言いましたように、年明けから広報、毎年、1年間のごみカレンダーを作りまして、各御家庭に4月は具体的に何日というカレンダーを配布しています。

これを全戸配付させていただき周知に努め啓発を十分やりたいと考えています。

(井上会長)

よろしく願います。

議事は、ここまでとします。

今後の日程と施設見学の説明をお願いいたします。

また、本日、発言していただいてない委員さんも、次回、発言をしていただきたいと思えます。本日は、本当にありがとうございました。

(事務局 山中)

本日は、どうもありがとうございました。

審議会の日程ですが、お手元に日程表をお渡ししています。

2月に予定をしておりますので、返信用封筒で回答をお願いします。

時間帯は、午前の場合は朝10時から12時まで、午後の場合は2時から4時までを予定しています。

施設見学に行きますので、今から10分後に、南館の地下1階のロビーにお集まりください。

以上